

亀山市消防団 新入団員募集



消防団とは？

消防団とは、市町村に設置される消防機関で、普段は自らの仕事を持つ地域住民によって構成されます。また、消防団員は、消防活動を行う権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員です。

亀山市消防団は、市内12の分団と女性分団で構成され、現在389人で活動しています。火災や風水害等の災害発生時には、消火活動などの災害対応を行っています。また、平常時には火災予防の広報活動や応急手当の普及啓発活動を行い、平常時・非常時を問わず地域に密着し、消防・防災のリーダーとして、市民の安心と安全を守っています。

消防団の活動

消防団では、年間を通じて日夜活動しています。主な活動、行事をご紹介します。

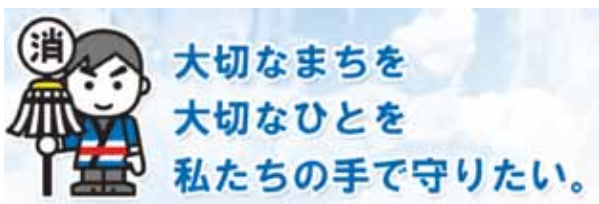
平常時

- ◆消防出初式
- ◆水防訓練
- ◆消防操法大会
- ◆各種訓練(放水訓練、小型ポンプ操法訓練、機械器具取扱い訓練等)
- ◆月2回の消防車両、機械器具等の点検
- ◆火災予防広報・啓発活動
- ◆応急手当の指導・普及啓発活動

※令和2年度および3年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、行事の多くを規模を縮小して開催もしくは中止としています。

非常時

- ◆火災現場での消火・警戒活動
- ◆救助活動や行方不明者の捜索活動
- ◆風水害等の災害防ぎょ、危険箇所の警戒・パトロール



入団資格

1. 市内に居住する18歳以上の人(性別は問いません)
2. 志操堅固で、かつ身体強健な人
※入団にあたり、所定の審査があります。また、各地域の分団には定員がありますので、申し込み時の状況によっては、希望に添えない可能性もあります。

入団後の待遇

1. 報酬などの支給
年報酬や活動手当が支給されます。また、5年以上勤務すると、退職報償金が支給されます。
2. 公務災害補償
消防団活動中に負傷した場合などには、補償を受けられます。
3. 被服の貸与
消防活動に必要な制服や活動服などが貸与されます。
4. 表彰制度
職務にあたって功労、功績があった場合は、表彰されます。

問合せ先

消防団に興味がある人、入団を希望する人は、消防団事務局(消防総務課総務・消防団グループ内)へお問い合わせください。

☎82-9491

✉ shobosomu@city.kameyama.mie.jp

